

事務連絡
令和6年2月1日

各高齢者施設等管理者様
各介護保険サービス事業所管理者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

喀痰吸引等業務の適正実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等については、法令に基づき兵庫県に事業者登録された高齢者施設、介護サービス事業所等（登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者）において実施されているところです。

今般、一部の介護サービス事業所において、事業者登録の手続き等に不備がある状態で、喀痰吸引等を実施していた事例が確認されました。

喀痰吸引等の行為は医行為に該当し、不適切な実施により、利用者の身体に被害を及ぼす恐れもあることから、都道府県による事業者の登録や従事者の認定のほか、医師、看護師等との適切な連携体制や、施設、事業所内での安全確保等の体制を整備した上での実施が求められます。

喀痰吸引等の登録事業者又は今後喀痰吸引等の実施を検討されている高齢者施設等、介護サービス事業所の皆様におかれては、今一度、添付の資料等により、喀痰吸引等の基準や手続きを確認いただき、適切な体制での喀痰吸引等の実施をいただきますようお願いいたします。

(参考)

(兵庫県 HP) 介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の
手続き・様式について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html



(厚生労働省 HP) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省第126号）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02_hourei_04.html

担当
高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

